



平成 25 年 8 月 23 日

各 位

会 社 名 西 菱 電 機 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 西 岡 伸 明
(コード番号 4341 東証第2部)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 企 画 本 部 副 本 部 長 藤 原 敏 夫
(TEL 072-771-3811)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 8 月 23 日開催の取締役会において、下記のとおり、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

投資家の皆様に、より投資しやすい環境を整えることで当社株式の流動性の向上および投資家層の更なる拡大を図るとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数の変更を行うことといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 25 年 10 月 1 日

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 附則 第 1 条 <u>第 8 条の変更は、平成25年10月1日から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 本附則は、前項の効力発生日をもってこれを削除する。</u>

(ご参考)

平成 25 年 10 月 1 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されます。

以上